



島根県報

平成18年12月 5 日 (火)
第 1,835 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

農地保有合理化事業規程の変更の承認	(農 業 経 営 課)	1
土地改良区の役員の退任	(農 村 整 備 課)	1
換地処分	(")	2
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	2
平成18年度地籍調査事業の決定の一部変更	(用 地 対 策 課)	2
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	3
道路の供用開始	(")	3
建築基準法の規定に基づく道路の指定	(建 築 住 宅 課)	4

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (2 件)	(環 境 生 活 総 務 課)	4
-----------------------------------	-------------------	---

告 示

島根県告示第1089号

農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第 8 条第 1 項の規定により、財団法人しまね農業振興公社の次の事業に係る農地保有合理化事業規程の変更について承認したので、同条第 2 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定により告示する。

平成18年12月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 農地売買等事業
- 2 農地売渡信託事業
- 3 農地貸付信託事業
- 4 農業生産法人出資育成事業
- 5 研修等事業

島根県告示第1090号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年12月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

奥出雲町横田土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

山田 義信 仁多郡奥出雲町中村1293番地1

島根県告示第1091号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成18年11月24日付けで県営土地改良事業に係る稲用地区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年12月5日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第1092号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年12月5日

島根県知事 澄田信義

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町都川453、463、464、465 - 1、466 - 1、467、2396 - 6

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1093号

平成18年度地籍調査事業の決定（平成18年島根県告示第582号）の一部を次のように改正し、平成18年12月5日から施行する。

平成18年12月5日

島根県知事 澄田信義

表江津市の項を次のように改める。

江津市	波子1区 平田7 - 1 平田8区 南川上1区 嘉久志1区	交付決定の日から平成19年3月30日まで
-----	---	----------------------

島根県告示第1094号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年12月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町柿木村大野原774番 1 地先から同775番 3 地先まで	前	メートル 8.60 ~ 10.90	メートル 19.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所	災害復旧事業 拡幅
			後	27.00 ~ 30.60	19.0		
県 道	多伎江南出雲線	出雲市大津町字新崎127番 8 地先から同地先まで	前	26.00 ~ 39.00	14.40	出雲県土整備事務所	街路事業 拡幅
			後	45.00 ~ 46.60	14.40		
"	"	出雲市大津町字本朝851番 2 地先から同地先まで	前	8.00 ~ 11.80	19.00	出雲県土整備事務所	街路事業 拡幅
			後	26.20 ~ 29.20	12.00		
"	斐川一畑大社線	出雲市河下町字松崎156番地先から同町字札場372番 1 地先まで	前	11.00 ~ 12.40	136.00	出雲県土整備事務所	港湾改修工事 拡幅
			後	12.00 ~ 26.00	136.00		
"	匹見左鐙線	鹿足郡津和野町左鐙ウハコセ1918番 2 地先から同地先まで	前	4.00 ~ 4.50	35.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所	災害復旧事業 拡幅
			後	5.40 ~ 92.00	35.00		

島根県告示第1095号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年12月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県 道	鱒淵寺線	出雲市河下町字小畑586番地先から同町字築山1250番 6 地先まで	メートル 335.00	平成18年12月 5 日	出雲県土整備事務所	

島根県告示第1096号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は雲南県土整備事務所及び雲南市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成18年12月5日

島根県知事 澄田信義

- 1 路線名
区画道路 6M-2
- 2 道路の位置
起点：雲南市大東町1022-1番地
終点：雲南市大東町1074-4番地
- 3 道路の幅員
6.0メートル
- 4 道路の延長
108.97メートル
- 5 指定の年月日及び番号
平成18年11月24日 第2号

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年12月5日

島根県知事 澄田信義

- 1 申請のあった年月日
平成18年11月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 しまねバイオエタノール研究会
- 3 代表者の氏名
和泉 敏太郎
- 4 主たる事務所の所在地
島根県松江市千鳥町15番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、植物を原料とするバイオエタノールの経済的で効率的な製造手法の研究開発を行い、地元企業、農業関係者と一緒にバイオエタノール製造に関する事業を行うことにより、地元経済活動の活性化に寄与することを目的とする。
- 6 縦覧に供する書類
定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書
- 7 縦覧期間
申請書を受理した日から2週間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎 2 階）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年12月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年11月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 地域活動支援センターよしかの里

3 代表者の氏名

橋本 俊郎

4 主たる事務所の所在地

島根県鹿足郡吉賀町六日市576番地 3

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害をもつ人々の自立した社会参加、及び生きがいづくりの促進を図り、また本人及びその家族が地域社会で安心して生活できるように、日常生活支援を行うとともに、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

益田地区県政情報コーナー（益田合同庁舎 2 階）

